日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

人間を救うのは、人間だ。

赤十字やまなし2023

YAMANASHI RED CROSS SOCIETY 2023

あなたの、手となり、ぬくもりとなり。

支援してもらいたい理由がここに！

活動資金ご協力のお願い

災害時、日本赤十字社に寄せられた義援金は、その全額が被災者の方々に届けられます。一方で、被災地での医療救護活動や救援物資は、皆さまからの会費やご寄付である「活動資金」によって成り立っており、人道支援活動の支えとなります。活動を計画的・継続的に行うために、ご協力をお願いいたします。

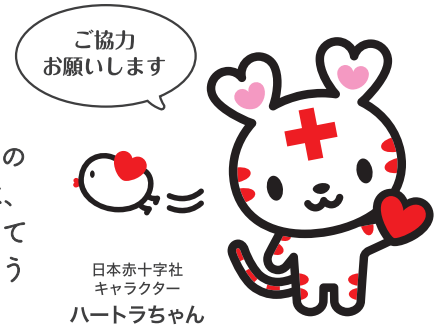

日本赤十字社
キャラクター
ハートラちゃん

主な活動内容

災害救護活動

災害時に必要とされる救援活動を円滑に行うため、訓練、救援物資の備蓄、人材育成など、常に災害に対応できる体制を整えています。

救急法等の講習

身近な人を救うため、学校・自治会・職場などで救急法等の講習会を実施しています。ホームページからお申し込みができます。

国際活動

災害や紛争、病気などに苦しむ人々を救うため、緊急時の救援や復興支援、予防活動に取り組んでいます。

看護師養成

高度な看護技術を有し、災害現場でも活動できる看護師の養成を行っています。

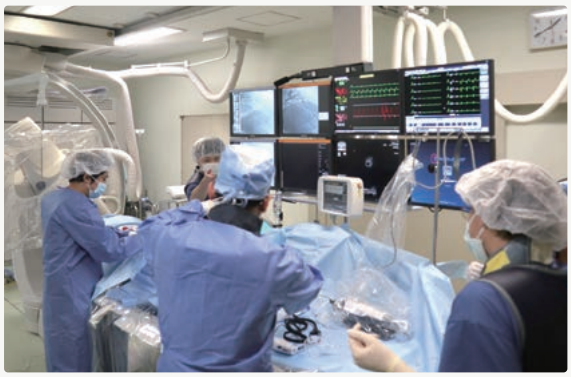

医療事業

山梨赤十字病院では、富士北麓地域の基幹病院として、救急医療体制の整備等に取り組んでいます。

献血の普及啓発活動

山梨県赤十字血液センターでは、献血の推進と安全な輸血用血液の供給を行っています。

ボランティア活動

「困っている・苦しんでいる人の役に立ちたい」という思いを持った仲間が、その思いを結集し、さまざまな活動を行っています。

青少年赤十字活動

幼保小中高の児童・生徒が、赤十字の精神に基づき「気づき、考え、実行」する活動を学校教育の中で取り組んでいます。

税制上の優遇措置

個人	所得税	寄付金の全額から2千円を差し引いた額が、年間所得総額から控除されます。(上限は年間所得の40%)
	個人住民税	寄付金の全額から2千円を差し引いた額の10%が、住民税から控除されます。(上限は年間所得の30%)
	相続税(非課税)	相続により取得した財産(全部または一部)を寄付をした場合、寄付した額が相続財産から除外されます。※1
法人	指定寄付金	寄付金の全額が、損金に算入できます。(募集期間が4月～9月までとなり、募集金額に上限があります)※2
	特定公益増進法人に対する寄付金	法人の通常有する寄付金の損金算入限度額とあわせて、特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額が損金に算入できます。※3

※1 相続税に関する申告書を税務署長に提出する際に、日本赤十字社の発行した「贈与された財産に係る証明書」を添付する必要があります。
※2 山梨県支部では2万円以上の寄付に対して適用しています。
※3 損金算入限度額は、法人の資本や所得によって異なります。

活動資金　赤十字は会員の皆さまに支えられ活動しています。

(令和3年度事業実績)

実績　170,115,425円

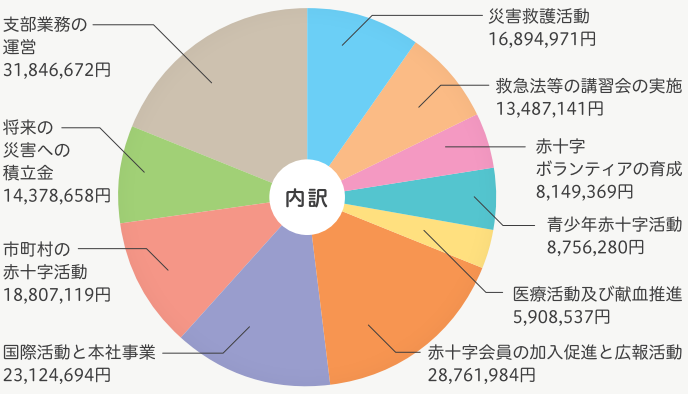

財源　170,115,425円

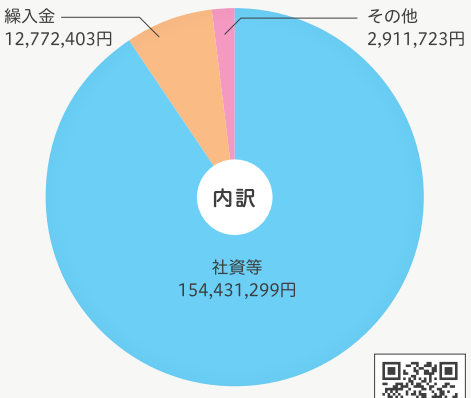

※令和4年度の決算につきましては、令和5年7月以降にホームページに掲載いたします。ホームページへのQRコードはこちら。

赤十字活動をご支援していただいた皆さま

山梨県支部が行う災害救護活動や新型コロナウイルス感染症に対する活動など、
『いのちと健康を守る活動』をご支援していただいた皆さまをご紹介します。

甲府市
- 石丸　明芳　様
- 杉田　完爾　様
- 中野　　泰　様
- 丸山　　久　様
- 明治安田生命保険相互会社甲府支社　様
- (有)矢崎家具店　様
- (一財)山梨県高等学校教職員互助会　様
- (公社)山梨県柔道整復師会　様
- (株)山梨中央銀行　様
- 山本基礎工業(株)　様

富士吉田市
- 池谷　和栄　様
- (有)マルタカ興業　様

韮崎市
- 橘田　　稔　様
- 東京エレクトロンテクノロジーソリューションズ(株)　様

南アルプス市
- あおぞら(株)　様
- 野田建設工業　様

北杜市
- パンの家エム・ワン　様

甲斐市
- 中込　まさる　様
- (株) たけまる　様

笛吹市
- 種田　一朗　様
- (株)福島運輸　様

上野原市
- 岩田　庄司　様

甲州市
- 古屋　好二　様
- (株)東栄　様

中央市
- 内藤　廣司　様
- (株)アピオセレモニー　様
- 甲信食糧(株)　様

昭和町
- 中澤　正志　様
- テルモ(株)甲府工場　様

富士河口湖町
- 塩沢建設(株)　様
- 富士観光開発(株)　様

忍野村
- ファナック(株)　様

山中湖村
- 松島　桂樹　様

東京都（山梨市出身）
- 古屋　文男　様

長野県
- はやしやグループ友栄会　様

※一定額以上の活動資金にご協力をいただき、掲載を了承いただいた個人、法人および団体様をご紹介しております。(令和4年1月～令和4年12月)(順不同)

赤十字でつなぐ、わたしの思い。 ― 遺贈・相続財産寄付のご案内 ―

近年「死後に自分が築いた財産の一部を寄付したい」「故人の遺産を社会に役立ててほしい」といった
尊いお申し出が増えています。相談される方のきっかけはさまざまですが、
独り暮らしや相続先のない方が増えていることもあり、財産を寄付することへの関心が高まっています。

独り身のため、遺言書がないと財産は国庫に帰属すると聞き、使い道は自分で決めようと思いました。赤十字は災害時にも活躍されていますし、私の地域に来て健康教室を開いてくださっていましたので、災害時から平時まで有効に使ってくださると考え、決めました。

母が生前に赤十字活動に熱心だった関係で相続財産を寄付し、母の名で感謝状を出していただきました。他人のため苦労をいとわない母でした。母の思いが感謝状として形に残るのは遺族としてもありがたく、母もきっと喜んでいることと思います。

遺贈（いぞう）とは

遺言書を作り、遺産の一部を寄付すること。
遺贈のご意思は、遺言書を
残すことで初めて実現されます。

相続財産寄付とは

故人の生前の遺志を尊重し、
ご遺族の方が相続された
財産の一部を寄付すること。

日本赤十字社に寄付した財産は、相続税がかかりません

遺贈や相続財産寄付のご相談は総務課振興係（055-251-6711）まで。
詳しい方法をまとめた資料を郵送していますのでご希望の方は、お知らせください。

日本赤十字社 Japanese Red Cross Society　山梨県支部
〒400-0062　甲府市池田1-6-1
Tel：055-251-6711　Fax：055-254-0351
https://www.jrc.or.jp/chapter/yamanashi/

山梨赤十字病院
〒401-0301 富士河口湖町船津6663-1
Tel：0555-72-2222

山梨県赤十字血液センター
〒400-0062 甲府市池田1-6-1
Tel：055-251-5891

甲府献血ルーム「グレープ」
〒400-0032 甲府市中央2-9-21ファース甲府ビル2階
Tel：055-235-3135